

婦に、これを管理させなければならぬ。

第十二條 病院、診療所又は助産所の開設者か、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならぬ。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

第十三條 診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて收容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。

第十四條 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならぬ。

第十五條 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならぬ。

第十六條 助産所の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならぬ。

第十七條 医療を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十八條 前項但書の規定によつて、四十八時間を超えて患者を收容した場合には、当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならぬ。

十九人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならぬ。

第十五條 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならぬ。

第十六條 助産所の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならぬ。

第十七條 医療を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十八條 前項但書の規定によつて、四十八時間を超えて患者を收容した場合には、当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならぬ。

第十九條 助産所の開設者は、囑託

醫師を定めて置かなければならぬ。

第二十條 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならぬ。

第二十一條 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならぬ。

一 省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 処置室

五 臨床検査施設

六 エックス線装置

七 調剤所

八 消毒施設

九 給食施設

十 給水施設

十一 暖房施設

十二 洗たく施設

十三 汚物処理施設

十四 診療に関する諸記録

十五 その他省令をもつて定める施設

第二十二條 総合病院は、前條に定めるものの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

一 化学、細菌及び病理の検査施設

二 病理解剖室

三 研究室

四 講義室

五 図書室

六 その他省令をもつて定める施設

第二十三條 前項第六号の規定に基く省令の規定によつて定められた施設を有しない者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十四條 前二條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換氣、採光、照明、防濕、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を省令で定める。

第二十五條 前項の規定に基く省令の規定に違反した者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十六條 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一條若しくは第二十二條の規定に若しくは前條に基く省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

第二十七條 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、

必要な報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第二十八條 前項の規定によつて立入検査をする当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十九條 前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職権を行わせるために、國及び都道府県に医療監視員を置く。

第三十條 医療監視員は、官吏又は都道府県知事の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府県知事がこれを命ずる。

第三十一條 前二項に定めるものの外、医療監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第三十二條 病院、又は收容施設を有する診療所若しくは助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第三十三條 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、その変更を命ずることができる。

第三十四條 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合において、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開

設を中止し、又は開

設を中止し、又は開

設を中止し、又は開

設置者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正當の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 開設者が第二十四條又は前條の規定に基く命令に違反したとき。

三 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行爲があつたとき。

2 都道府縣知事は、総合病院が第四條第一項に掲げる要件を欠くに至つたときは、その承認を取り消すことができる。

第三十條 第二十四條、第二十八條又は前條に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、都道府縣知事の指定した吏員又は其の他の者に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、都道府縣知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府縣知事に意見を述べなければならない。

4 都道府縣知事は、衛生上又は保安上緊急の必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、直ちに当該処分をなすことができる。この場合においては、当

該処分をなした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会が與えられなければならない。

第三章 公的医療機関
第三十一條 この章において、「公的医療機関」とは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

第三十二條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、厚生省及び各都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

2 構成、委員の任期、議決方法その他都道府縣に置かれる医療機関整備審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十三條 國庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四條 厚生大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、医療機関整備審議会の意見を聴いた上、前條に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2 前項の場合においては、國庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者又

は管理者に対して、左の事項を命ずることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差支ない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 医師法（昭和二十三年法律第...）
第...号 第十一條又は歯科医師法（昭和二十三年法律第...）
第...号 第十一條の規定による実地修練を行わせるのに必要な条件を整備すること。

2 前項各号に掲げる事項の外、厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者に対して、その運営に關して必要な指示をすることができる。

第三十六條 都道府縣知事の諮問に應じて、公的医療機関の運営に關する重要事項を調査審議させるために、都道府縣知事の監督に属する公的医療機関運営審議会を置く。

2 構成、委員の任期、議決の方法その他公的医療機関運営審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條 厚生大臣は、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に關して必要な定をなすことができる。

第三十八條 厚生大臣の諮問に應じて、前條に規定する診療の報酬に關する事項を審議させるために、厚生大臣の監督に属する診療報酬審議会を置く。

第四章 医療、歯科医療又は助産婦の業務等の廣告
第三十九條 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問はず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨
二 第四十條第一項の規定による診療科名
三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
四 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
五 診療日又は診療時間
六 入院設備の有無
七 その他都道府縣知事の許可を受けた事項

2 前項第四号に掲げる事項を廣告するに當つては、その医師又は歯科医師が、常時診療に従事しない者である場合には、その医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を併せて廣告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、医師又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に關する事項にわたつてはならない。

第四十條 前條第一項第二号の規定による診療科名は左に掲げるものとする。

一 医療については内科、精神科、小兒科、外科、整形外科、皮膚泌尿科（又は皮膚科）、泌尿器科、産婦人科（又は産科）、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科（又は放射線科）

二 歯科医療については歯科
三 前二号以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師に對して厚生大臣の許可を受けたもの
2 厚生大臣は、前項第三号の規定による許可をなすに當つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項第三号の規定による診療科名を廣告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて廣告しなければならない。

第四十一條 助産婦の業務又は助産所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問はず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

一 助産婦である旨
二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
三 業務に従事する助産婦の氏名
四 就業の日時
五 收容施設の有無
六 その他都道府縣知事の許可を受けた事項

2 前項第三号に掲げる事項を廣告するに當つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に従事する者でない場合には、その業務に従事する日時を併せて廣告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、助産婦の技能又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

第五章 罰則

第四十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反した者

二 第十四條の規定に違反した者
三 第二十四條、第二十八條又は第二十九條の規定に基く命令又は処分違反した者

第四十三條 当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第二十五條の規定による診療録又は助産録の検査に關し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。
一 第三條、第四條第二項、第八條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條第二号から第十四号まで、第二十二條第一号から第五号まで又は第二十七條の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第四十二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第四十六條 この法律は、医師法施行の日から、これを施行する。

第四十七條 國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則という。）第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

2 旧法第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

2 前二項に該当する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧

法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

4 第一項又は第二項の規定により診療所の開設の許可を受け、又は届出をしたとみなされたものについては、この法律施行の日から三年間は、第十三條の規定によらないことができる。但し、病院の普及が充分でない地域にある診療所について、その所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、さらに二年間、第十三條の規定によらないことができる。

4 第一項又は第二項の規定により診療所の開設の許可を受け、又は届出をしたとみなされたものについては、この法律施行の日から三年間は、第十三條の規定によらないことができる。但し、病院の普及が充分でない地域にある診療所について、その所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、さらに二年間、第十三條の規定によらないことができる。

第四十八條 この法律施行の際現に存する医業、歯科医業若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所に關する廣告であつて、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反するものについては、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によること

第四十九條 この法律の規定による助産所に該当するものであつて、この法律施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

2 前項の規定に該当する助産所であつて、この法律施行の日から六月内に、第七條又は第八條の規定により助産所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものの構造設備については、この法律施行の

日から二年間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

第五十條 旧規則第四十五條第一項但書、第二項、若しくは第五十一條但書の規定によつて都道府縣知事の許可を受けた者又は旧規則第七十五條の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、第十二條第一項但書若しくは第二項又は第十八條但書の規定によつて許可を受けた者とみなす。

2 旧規則第三十六條第一項第一号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第四十條第一項第三号の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第五十一條 この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定による休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとする。

第五十二條 この法律施行前死亡し、又は失そのの宣告を受けた病院又は診療所の開設者がある場合において、この法律施行の日までに旧規則第四十三條第二項の規定による届出をなさず、且つ、届出期間の満了していないものについては、なお従前の規定により、これを届け出なければならぬ。

第五十三條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第九 前二項に該当する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によること

船員保險法の一部を改正する法律案

法律

船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「最終報酬月額」を「最終標準報酬月額」に、「最終報酬日額」を「最終標準報酬日額」に改める。

第一條 船員保險ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齡、廢疾、脱退又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者ノ直系尊屬、配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノトシ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第三條第一項中「及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」と、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受ケルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受ケル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一

部カ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

第四條第二項を次のように改め
標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	五百圓	十七圓	五百五十圓未満
第二級	六百圓	二十圓	五百五十圓以上六百五十圓未満
第三級	七百圓	二十三圓	六百五十圓以上七百五十圓未満
第四級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未満
第五級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未満
第六級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千圓未満
第七級	千二百圓	四十圓	千圓以上千三百圓未満
第八級	千四百圓	四十七圓	千三百圓以上千五百圓未満
第九級	千六百圓	五十三圓	千五百圓以上千七百圓未満
第十級	千八百圓	六十圓	千七百圓以上千九百圓未満
第十一級	二千圓	六十七圓	千九百圓以上二千圓未満
第十二級	二千二百圓	七十三圓	二千圓以上二千三百圓未満
第十三級	二千四百圓	八十圓	二千三百圓以上二千五百圓未満
第十四級	二千六百圓	八十七圓	二千五百圓以上二千七百圓未満
第十五級	二千八百圓	九十三圓	二千七百圓以上二千九百圓未満
第十六級	三千圓	百圓	二千九百圓以上三千圓未満
第十七級	三千三百圓	百十圓	三千圓以上三千三百圓未満
第十八級	三千六百圓	百二十圓	三千三百圓以上三千六百圓未満
第十九級	三千九百圓	百三十圓	三千六百圓以上三千九百圓未満
第二十級	四千二百圓	百四十圓	三千九百圓以上四千二百圓未満
第二十一級	四千五百圓	百五十圓	四千二百圓以上四千五百圓未満

第一編第七号 厚生委員会議録 第十四号 昭和二十三年六月二十四日

第二十二級	四千八百圓	百六十圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未満
第二十三級	五千圓	百七十圓	四千九百五十圓以上五千三百五十圓未満
第二十四級	五千五百圓	百八十三圓	五千三百五十圓以上五千七百五十圓未満
第二十五級	五千九百圓	百九十七圓	五千七百五十圓以上六千一百七十圓未満
第二十六級	六千三百圓	二百十圓	六千一百七十圓以上六千五百五十圓未満
第二十七級	六千七百圓	二百二十三圓	六千五百五十圓以上六千九百五十圓未満
第二十八級	七千圓	二百三十七圓	六千九百五十圓以上七千三百五十圓未満
第二十九級	七千五百圓	二百五十圓	七千三百五十圓以上七千七百五十圓未満
第三十級	八千圓	二百六十七圓	七千七百五十圓以上八千一百七十圓以上

同條に次の四項を加える。
標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム
被保険者ノ報酬が其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依リ被保険者ニ付テハ引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得
第四項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス
第四條ノ二 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス
一月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定日ノ現在ニ於ケル月額
二 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍ニ相當スル額
三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額
四 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ業務ニ従事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額
五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス
第五條中「養老年金、障害年金、脱退手當金、遺族年金又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第

四十二條ノ三、第四十九條若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依リ一時金ヲ受ケル權利ハ五年ヲ經過シタルトキを創る。
第十二條第二項を次のように改め

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手数料トシテ十圓ヲ徴收ス
第十二條ノ二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納付期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額百圓未満ナルトキ
二 納期ヲ繰上ガ徴收ヲ爲ストキ
三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ
督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未満ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ

第十五條 國ニ使用セラルル被保険者ガ厚生大臣ノ指定シタル共済組合ヨリ本法ニ依リ保險給付ニ相當スル給付ヲ受ケルトキハ其ノ者ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ヲ爲

醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ行政廳ノ指導ヲ受ケベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日以前一月以上ノ豫告期間ヲ設ケベシ

第二十八條ノ四 保險醫及保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保險者又ハ保險者タリシ者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依リ療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リタルトキハ行政廳ハ前條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ取消スコトヲ得

第二十八條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者が療養ノ給付ニ關シ行政廳ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定マレサントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第二十九條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ其ノ他命

令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者が行政廳ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療若ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ申請アリタルトキハ行政廳ハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九條ノ二 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳ヲ定ムル前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ五第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一 障害年金又ハ障害手當金ヲ受ケルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ但シ職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師並ニ行政廳ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十二相當スル額トス但シ現ニ支拂ベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十二相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ行政廳ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ行政廳ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條、第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五第二項及第三項、第二十九條、第二十九條ノ二並ニ第三十一條第二號ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ三第三項中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三十三條ノ四 前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受ケルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所(當該船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ)ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ受ケタル船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ他ノ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ失業ノ認定ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十三條ノ五を第三十三條ノ九とし、以下第三十三條ノ九まで四條ずつ繰り下げ、第三十三條ノ四の次に次の四條を加える。

第三十三條ノ五 前條ノ規定ニ依リ失業ノ認定ハ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル後最初ニ前條ノ船員職業紹介所若ハ公共職業安定所ニ出頭シタル日又ハ當該船員職業紹介所ノ長若ハ當該公共職業安定所ノ長ノ指定スル日及其ノ日ノ後一週間ニ二回宛之ヲ行フモノトス但シ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ怠避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回数ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受ケベキ日ハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ六 失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受ケル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以内ナル

トキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ七 失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介ニ應ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ面接スル爲ニ必要ト認メタル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受ケタルトキハ當該職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ職業ノ補導ヲ受ケル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ職業補導所ノ長ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八 天災其ノ他避ケルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加へ、此ノ場合ニ於ケル失業保險

第一類第七号 厚生委員會議錄 第十四号 昭和二十三年六月二十四日

七

(978)

金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ムルヲ削リ、同條第四項の前に次の二号を加ふる。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ日額ノ合算額ガ失業保険金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ニザルトキハ失業保険金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ニザルトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ日額ヨリ控除シタル殘額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。
第三章第二節中に次の一條を加ふる。
第三十三條ノ十四 被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム
第四十條第一項中「政令ノ定ムル期間内」を「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二年以内」に「政令ノ定ムル程度」を「別表第六ニ定ムル程度」に、「又ハ一時金」を別

表第七ニ定ムル程度ノ癱疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金」に改める。
第四十一條に次の一項を加ふる。
職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ガ更ニ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受ケクベキ程度ノ癱疾ト爲リタルトキハ前後ノ癱疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス
第四十一條ノ二を第四十一條ノ三とし、同條の前に次の一條を加ふる。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ別表第六ニ定ムル癱疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ其ノ癱疾ノ状態ガ別表第六ニ定ムル第二號乃至第六號ニ該當スルモノニ左ノ各號ノ一ニ該當スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一 障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ガ癱疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未満ノ子
二 障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ガ癱疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具癱疾ニ因リ労働能力ナキ配偶者又ハ子
第四十二條ノ二に次の一項を加ふる。
前項ノ規定ハ寡婦年金、寡夫年金若ハ遺兒年金ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
第四十二條ノ三第一項中「政令ノ定ムル期間内」を「疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二年以内」に改める。
第四十三條 養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス
一 年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中最高額ノ年金
二 養老年金ト障害年金ノ額トガ同ジトキハ障害年金
三 二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金
前項ノ規定スル者ガ第三十九條第一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セザレザリシ年金ヲ支給ス
第四十六條 三年以上十五年未満被保險者タリシ者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十五歳ヲ超ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ婚姻ヲ分絶ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規

定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス
前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、傷病手當金ノ支給ヲ受ケタル者又ハ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ
第四十七條ノ二中「死亡シタル場合」の下に「又ハ女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分絶ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合」を加ふる。
第四十七條ノ三 寡婦年金、寡夫年金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依ル差額ノ支給ヲ受ケタル者ニハ脱退手當金ヲ支給セズ
第六節 寡婦年金、寡夫年金及遺兒年金

第四十九條ノ二 六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ死亡シタルトキ又ハ職務外ノ事由ニ因リ癱疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ其ノ癱疾ノ状態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當シタルモノガ死亡シタルトキハ其ノ者ノ寡婦年金又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ遺兒年金又ハ遺兒年金ヲ支給スベキ期間ハ之ヲ支給セズ
第四十九條ノ三 寡婦年金若ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ノ額ハ平均標準

報酬月額ノ二分トス
前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ受ケクベキ子二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ増額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ額トス
第四十九條ノ四 第二十三條ノ第六第一項第二號ニ規定スル子アルトキハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス
第四十九條ノ五 寡婦年金若ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ受ケタル者ガ第五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ受ケタル權利ヲ失フ
第四十九條ノ六 寡婦年金又ハ寡夫年金ノ支給ヲ受ケタル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支給ヲ受ケクベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ寡夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ寡夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス
第五十條ノ五ノ規定ハ遺兒年金ノ支給ヲ受ケタル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ准用ス
第四十九條ノ七 寡婦年金又ハ寡夫年金ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケタル者ノ死亡當時胎兒タル子

在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒

在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒

年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺
兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ
其ノ權利ヲ失ヒタル際(第四十九
條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被
保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支
給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル
子在ルトキハ其ノ子出生ノ際)他
ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ
ハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被
保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ
障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ遺族
ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年
金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒
年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタ
ル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ
一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス
前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ
二ニ規定スル被保險者若ハ被保險
者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ
受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ
其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若
ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金
ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給
ヲ受クルトモ得ベカリシ脱退手
當金ニ相當スル金額トス

第五十條第三号中「政令ノ定ムル」
を削る。

第五十條ノ二第一項第五号中「政
令ノ定ムル」を削る。
第五十條ノ三に次の一項を加え
る。
前條第一項第四號又ハ第五號ノ場
合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ第
四十九條ノ三第二項及第四十九條
ノ四ノ規定ヲ准用ス

第五十條ノ四中「死亡シタルトキ
其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」左
ノ各號ノ一に改め、「至リタルトキ
ハ」の下に「其ノ者ハ」を加え、「後順
位者」を「同順位者ナクシテ後順位
者」に改め、同條に次の四号を加え
る。
一 死亡シタルトキ
二 婚姻(届出ヲ爲サザルモ事實
上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル
モノヲ含ム)シタルトキ又ハ養
子縁組(届出ヲ爲サザルモ事實
上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ル
モノヲ含ム)ニ因リ養子ト爲リ
タルトキ
三 子又ハ孫(被保險者又ハ被保
險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引
續キ不具廢疾ニ因リ労働能力ナ
キ者ヲ除ク)ガ滿十六歳ニ達シ
タルトキ
四 不具廢疾ニ因リ労働能力ナキ
爲遺族年金ノ支給ヲ受クル男子
タル配偶者、子、父母、孫又ハ
祖父母ニ付其ノ事情止ミタルト
キ

第五十條ノ五第一項中「所在不明
ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」
を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ
支給スベキ」を加え、同條第二項中
「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を
加え、「當該次順位者」を「同順位者
又ハ次順位者」に改める。
第五十條ノ六中「後順位者」を「者」
に改め、同條第五号中「政令ノ定ム
ル」を削る。

第三章第七節中第五十條ノ七の次
に次の條を加える。
第五十條ノ八 被扶養者死亡シタル
トキハ被保險者ニ對シ家族葬料
トシテ標準報酬月額ノ一分分ニ相
當スル金額ヲ支給ス
第五十一條第一項中若ハ葬祭料
を、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年
金若ハ葬祭料に、同條第二項中若
ハ葬祭料に、同條第四十九條ノ七
若ハ第五十條ノ六に、「又ハ葬祭料」
を、「寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年
金又ハ葬祭料」に、「後順位者」を「同
順位者又ハ後順位者」に改める。
第五十五條 行政廳ハ詐欺其ノ他不
正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又
ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六
月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給
スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部
ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコト
ヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲ア
リタル日ヨリ一年ヲ經過シタルト
キハ此ノ限ニ在ラズ
第五十七條中「又ハ遺族年金」ヲ
「遺族年金、寡婦年金、鰥夫年
金又ハ遺兒年金」に改める。
第五十七條ノ三を削る。
第五十八條第一項中「及葬祭料ヲ
除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を
「葬祭料及船員法ノ規定ニ依リ災
害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ
依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害
補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ
除クノ外」に改める。
第五十九條第四項第一号中「十九

圓二十錢」を「十九圓六十錢」に、同
項第二号中「十七圓」を「十七圓四十
錢」に、同項第三号中「十二圓二十錢」
を「十圓」に改める。
第六十條第一号中「十九・二分ノ
七、九」を「十九・六分ノ八・一」に、
「十九・二分ノ十一・三」を「十九・六分
ノ十一・五」に、同條第二号中「十七
分ノ六・八」を「十七・四分ノ七」に、
「十七分ノ十二」を「十七・四分ノ十
四」に改める。
第六十二條第一項を次のように改
める。
船舶所有者ハ被保險者ニ對シ報酬
ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ
負擔スベキ前月分ノ保險料(支拂
フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スル
モノナルトキハ其ノ期間ニ保ル保
險料)ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコ
トヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至
リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保
險料ヲモ控除スルコトヲ得
第四章中第六十二條の次に次の二
條を加える。
第六十二條ノ二 毎月ノ保險料ハ翌
月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第
二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納
付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ
十日迄トス
行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シ
タル後ニ於テ告知シタル保險料額
ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保
險料額ヲ超過スルコトヲ知リタル
トキ又ハ納付シタル保險料額ガ當
該納付義務者ノ納付スベキ保險料

額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ
ハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告
知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ
爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ
納付セラルベキ保險料ニ對シ納期
ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做
スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納
入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノ
ト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ
當該納付義務者ニ通知スベシ
第六十二條ノ三 保險料納付義務者
ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ
納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵
收スルコトヲ得
一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ
滞納ニ因リ滞納處分ヲ受クルト
キ
二 強制執行ヲ受クルトキ
三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
四 競賣ノ開始アルダルトキ
五 被保險者ノ使用セラルル法人
ガ解散ヲ爲シタルトキ
前項ノ規定ハ被保險者ノ乗組ミ又
ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者
ノ變更アリタル場合及被保險者ノ
乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失
シ、沈没シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザ
ルニ至リタル場合ニ之ヲ准用ス
「第五章 審査ノ請求、訴願及訴
訟」を「第五章 審査ノ請求及訴訟」
に改める。
第六十三條ノ二を削る。
第六十四條中「主務大臣ニ訴願ス
ルコトヲ得」を「船員保險審査會ニ審

九

第六十五條 保險審査官は各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委屬ス

第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委屬ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委屬セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官

ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ請求者ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ九 保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十 保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ説明ヲ聴取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十一 保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ必要アリト認めタルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報

告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、船員保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十二 保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三 保險審査官又ハ船員保險審査會ハ事件ノ一部分ヲ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四 保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五 審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條 保險審査官、船員保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條 審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認めムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條ノ二 保險審査官及船員保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第二項及第三項を次のように改める。

昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乗組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乗組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ額ハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第八ニ定

ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給セル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額(職務上ノ事由ニ因リ廢疾ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脱退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十六月分ニ相當スル金額)ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第四十二條ノ三若ハ第四十七條ノ二又ハ第五十條第三號ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第三を次のように改める。

別表第三

被保險者タリシ期間

被保險者タリシ期間	月數
三年以上	三〇月
四年以上	四〇
五年以上	五〇
六年以上	六〇
七年以上	七〇
八年以上	八五
九年以上	一〇〇
一〇年以上	一一五
一年以上	一三〇
二年以上	一四五
三年以上	一六〇
四年以上	一八〇

別表第五を次のように改める。

別表第五

等級	標準報酬日額ノ平均額	失業保険金ノ率
一	二十圓未満	八〇%
二	二十圓以上二十五圓未満	七七
三	二十五圓以上三十圓未満	七五
四	三十圓以上三十五圓未満	七三
五	三十五圓以上四十圓未満	七〇
六	四十圓以上四十五圓未満	六七
七	四十五圓以上五十圓未満	六五
八	五十圓以上五十五圓未満	六三
九	五十五圓以上百圓未満	六〇
一〇	百圓以上百十圓未満	五九
一一	百十圓以上百二十圓未満	五八
一二	百二十圓以上百三十圓未満	五六
一三	百三十圓以上百四十圓未満	五四
一四	百四十圓以上百五十圓未満	五三
一五	百五十圓以上百六十圓未満	五一
一六	百六十圓以上百七十圓未満	五〇
一七	百七十圓以上百八十圓未満	四九
一八	百八十圓以上百九十圓未満	四八
一九	百九十圓以上二百圓未満	四六
二〇	二百圓以上二百十圓未満	四四
二一	二百十圓以上二百二十圓未満	四三
二二	二百二十圓以上二百三十圓未満	四一
二三	二百三十圓以上	四〇

備考

第一類第七号 厚生委員会議録 第十四号 昭和二十三年六月二十四日

別表第六

別表第五の次に次の三表を加える。

ノトス

職務上ノ事由ニ因ル發疾ノ程度ノ一級	發疾ノ番號	發疾ノ状態	職務外ノ事由ニ因ル發疾ノ程度ノ一級	發疾ノ番號	發疾ノ状態
一	一	兩眼ヲ失明シタルモノ	一	一	兩眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ
二	二	咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	二	二	一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ
三	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	三	三	一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ
四	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	四	四	言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
五	五	半身不隨ト爲リタルモノ	五	五	十指ヲ失ヒタルモノ
六	六	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	六	六	前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ職務能力ヲ喪失シタルモノ
七	七	兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	七	七	兩眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ
八	八	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	八	八	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
九	九	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	九	九	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
一〇	一〇	一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ	一〇	一〇	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
一一	一一	兩眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ	一一	一一	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
一二	一二	兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	一二	一二	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
一三	一三	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	一三	一三	一上肢ノ三大關節中ノ二關節又

六級		五級		四級		三級	
一	二	一	二	一	二	一	二
三	二	三	二	三	二	三	二
六	五	四	三	二	一	七	六
十趾ヲ失ヒタルモノ	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一上肢ヲ用テ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ヲ用テ廢シタルモノ	一上肢ヲ用テ廢シタルモノ
兩眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ	咀嚙又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレ

ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ
 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ
 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
 十趾ヲ失ヒタルモノ
 前各號ニ掲タルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ職務能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ

四	五	六	七
脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

別表第七

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ状態		職務外ノ事由ニ因ル廢疾	
廢疾ノ程度	番號	廢疾ノ状態	番號
一級	一	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ	一 一眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ
	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳聽ノ力四〇種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	

備考

- 一 各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノ之ニ相當スル廢疾ノ状態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號又ハ各號ノ廢疾ノ状態ニ該當スルモノト看做ス
- 二 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 三 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 四 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 六 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

三級	二級
一 兩眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ	一 一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇、〇以下ニ減ジタルモノ
二 一眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ	二 脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ
	三 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
	四 一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
	五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
	六 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	七 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	八 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	九 一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
	一〇 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
	一一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
	一二 脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ

一 一耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ	一 長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ
二 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	二 一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ
三 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	三 又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
四 脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	四 一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
五 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	五 ノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
六 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	六 又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ
七 一上肢ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ	七 一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ
八 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	八 又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ
九 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	九 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一〇 一上肢ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ	一〇 前各號ニ掲グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ職務能力ニ制限ヲ有スルモノ

七 一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ	四級	三 兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
六 一手ノ拇指及ビ示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ	二 一眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ	四 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
五 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ	一 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ	五 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
四 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ	九 一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	六 咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
三 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ	八 一耳ヲ全ク毀シタルモノ	七 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ
二 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ	七 一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ	八 一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ
一 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ	六 一手ノ拇指及ビ示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ	九 一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ

六級						五級								
六	五	四	三	二	一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨	一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動機能障	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用	又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ
一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨	一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動機能障	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用	又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ
一足ノ第二趾又ハ他ノ四趾ヲ失	ヒタルモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ	機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動機能障	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用	又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ
一足ノ第二趾又ハ他ノ四趾ヲ失	ヒタルモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ	機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動機能障	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用	又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ
一足ノ第二趾又ハ他ノ四趾ヲ失	ヒタルモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ	機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動機能障	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用	又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ	用ヲ廢シタルモノ

七級

七	六	五	四	三	二	一	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
機能ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第二趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘ス	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘ス	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用	ヲ廢シタルモノ	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シ	機能ニ障害ヲ殘スモノ
機能ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第二趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘ス	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘ス	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用	ヲ廢シタルモノ	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シ	機能ニ障害ヲ殘スモノ
機能ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第二趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘ス	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘ス	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用	ヲ廢シタルモノ	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シ	機能ニ障害ヲ殘スモノ
機能ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第二趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘ス	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘ス	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用	ヲ廢シタルモノ	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シ	機能ニ障害ヲ殘スモノ
機能ニ障害ヲ殘スモノ	一足ノ第二趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二	趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘ス	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘ス	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用	ヲ廢シタルモノ	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シ	機能ニ障害ヲ殘スモノ

八級	趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一	一眼ノ眼險ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
二	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
九	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ 男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ

備考

別表第六ノ備考ト同ジ

別表第八

被保險者	昭和十五年六月二日午前十五時間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間
タリシ期間	五年以上
一年以上	五年以上
二年以上	五年以上
三年以上	五年以上
四年以上	五年以上
五年以上	五年以上
六年以上	五年以上
七年以上	五年以上
八年以上	五年以上

九年以上	110.0	110.0	115.0	120.0	125.0	130.0	135.0	140.0	145.0
十年以上	115.0	115.0	120.0	125.0	130.0	135.0	140.0	145.0	150.0
十一年以上	120.0	120.0	125.0	130.0	135.0	140.0	145.0	150.0	155.0
十二年以上	125.0	125.0	130.0	135.0	140.0	145.0	150.0	155.0	160.0
十三年以上	130.0	130.0	135.0	140.0	145.0	150.0	155.0	160.0	165.0
十四年以上	135.0	135.0	140.0	145.0	150.0	155.0	160.0	165.0	170.0

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。
 第二條 第四十九條ノ三第一項中平均標準報酬月額とあるのは、當分の間、これを「最終標準報酬月額」と読み替へるものとする。

第三條 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一條若しくは第五十條ノ二又は船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三號）附則第二條若しくは第三條の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の額の五倍に相當する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間において、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

從來、船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三號）附則第三條の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定により増額されたものに関する國庫の負擔すべき費用については、なお同條の規定によるものとする。

第四條 保險料率は、當分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該當しないものについては、その標準報酬月額百円について十一円五十銭の割合、同條同項の規定に該當するものについては、その標準報酬月額百円について九円三十銭の割合とする。

第五條 前條に規定する保險料率によつて計算した保險料額の負擔割合は、當分の間第六十條第一項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該當しないものについては、被保險者において、保險料額の十一・五分の七・五、同條同項の規定に該當するものについては、被保險者において、保險料額の九・三分の二・九、船舶所有者において、九・三分の六・四とする。

第六條 第四條の改正規定及び第四條ノ二の規定にかかわらず、養老年金の額（第五十條ノ二第一項第一号から第三号までの規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に關しては、附則第四條に規定する期間の標準報酬月額は、これを五百円とする。

第七條 この法律施行の際、現に存する保險審査官、船員保險審査會及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

○多政政府委員 たいま議題となり
ました医療法案について、その提案の
理由を説明いたします。

この法律案はさきに提案いたしましたし
た医師法案、歯科医師法案等とともに、
國民医療法の改正に伴う新たな医事法
規の一環をなすものでありまして、い
わゆる医療関係者の身分的事項を除い
たその他の医療に関する事項をその内
容としたしてあるものであります。そ
の内容は第一に病院の規格を引上げる
ことによつて、その適正な医療の普及
をはかることといたしたのであります
す。すなわち従来は医療機関をわけて
病院と診療所の二種類とし、病院は患
者十人以上の收容施設を有するもの、
診療所は病院以外のもの、つまり患者
九人以下の收容施設を有するもの及び
收容施設をまったく有しないものとし
ていたのであります。が、本法案におき
ましては、いやくも病院と称するほ
どのものは、充実した医療の供給を可
能ならしめるため、相当程度の完備し
た施設を有しなければならぬものと
した結果、それにはやはり相当数の收
容施設を有しなければならぬものと
考えられますので、病院は患者二十人
以上の收容施設を有するものとするこ
とにいたしました。しかしして病院につ
いては前述のごとくその施設等に關
し、従来よりも相当高度の基準を設け
たのであります。

第二に診療所につきましては、患者
の收容につき一定の制限を設けること
といたしました。診療所には患者の收
容施設十九名以下のもの及び收容施設
を全然有しないもの両者が含まれる
わけでありまして、元來診療所は患者
の收容を目的としない性質のものであ
りますので、たとえ收容施設を有する
ものについても、その患者の收容につ
いて一定の制限を加える必要があると
考えられるのであります。従つて診療
所は特定の場合を除き、同一の患者を
四十八時間を超えて收容してはならぬ
こととしたのであります。しかしなが
ら病院が十分に普及してない、わが
國の事情を勘案いたしまして、既存の
診療所については、一定期間はこの規
定によらないことができる旨の例外的
措置が認められております。

第三に助産に関する施設につきまし
ては、そのうち助産婦の管理するもの
は、これを妊産婦預り所、あるいは産
院等と称してありますが、これらにつ
いては従來中央法令による取締りの途
がなかつたのであります。しかしなが
ら最近の事例に徴しますと、これら
の施設につき、至急何らかの法的規正
をする必要があらますので、これらの
名称を統一して助産所と称せるとも
に、その收容人員等をも制限するこ
ととしました。

第四に新たに総合病院の制度を設
け、患者百人以上の收容施設を有し、
かつ一定の診療科名を有する病院であ
つて、一定の完備した施設を有するも
のは、都道府縣知事の承認を受けて、
総合病院と称することができるとし
ました。これらの病院は、いわゆる
第一級の病院としてわが國の医療内容
の向上に資するところが大であること
を予期してあるのであります。

第五に、従來總て許可制度によつて
おりました病院、診療所の開設は、今
後医師、歯科医師が診療所を開設する
場合は届出制度とし、その他の場合に
限り許可制度とすることにいたしました
た。

第六に、今後のわが國の医療機関を
いかに整備すべきかはきわめて重要な
問題であります。この点につきまし
ては、根本的には厚生省及び各都道府
縣に医療機関整備審議会を設けて、そ
の全般的整備計画につき調査審議させ
るとともに、これに基づき、特に公的医
療機関を必要とする部面につきまして
は、地方公共団体等の経営する公的医
療機関を早急に整備することとし、國
庫がこれが設置費に對し、その一部を
補助することができるとしたのであり
ます。また医療機関の運営に關し
ましては、主として公的医療機関中整
備されたものを所謂メデイカル・セン
ターとして、その施設を開業医の利用
等に開放させ、またその修習機関とし
て活用することとし、もつて公私すべ
いの医療機関が一体となつて、医療の
普及向上に寄與し得るような態勢の確
立を企圖いたしておるのであります。

第七に医療、歯科医療等に関する廣
告につきましては、従來通り嚴重にそ
の内容を制限することとしたほか、新
たに助産所等に関する廣告についで
も、同様の嚴重な制限を設けることと
いたしました。

以上が法律の内容の大略であります
が、何とぞ慎重御審議の上、可決せら
れんことを希望いたします。

次に船員保険法の一部を改正する法
律案の理由を御説明いたします。
船員保険法は、船員労働が陸上の労働
と異なる特殊な労働態様を有してありま
すので、これに對する総合的な唯一の
社会保険制度として、船員労働力の確
保増進と船員保護を主眼といたしまし
て、昭和十四年四月に制定され、その

後情勢の変動に即應するため、制度の
内容充実について、数回にわたつて改
正され、今日まで実施運営されて來つた
のであります。が、新情勢に即應するた
め、他の社会保険制度と同様に船員勞
働者の福祉増進をはかるため、今回船
員保険法の一部改正を企圖いたしました次
第であります。以下改正の主眼点につ
きまして御説明を申し上げます。

第一に、最近の立法の趨勢に鑑み、
船員保険法施行令等命令に委任されて
おりました被保険者、被保険者であつ
た者その他保険給付を受ける者、また
は船舶所有者の権利義務に関する重要
事項は、すべてこれを法律に規定いた
しまして、その権利の保護に万全を期
せんとするものであります。

第二に、保険給付の内容の充実であ
ります。この点につきましては、新し
い情勢に即應するため、現在の經濟情
勢及び保險経済とをならみ合わせまし
て、所要の改正を加えました。すなわち
一、船員の家族に對する給付の創設
でありまして、被保険者によつて
生計を維持する者の疾病、負傷に
對しましては、家族療養費とし
て、療養に要した費用の十分の五
を支給し、その死亡に對しまして
は、家族葬祭料として標準報酬月
額の十分分に相當する額を支給す
ること。

二、寡婦年金、寡夫年金、遺児年金
制度の創設でありまして、六月以
上十五年未満被保険者たる者が職
務外の事由によりまして死亡しま
したとき、もしくは、傷病により
まして養給喪失後二年以内に死亡
しましたとき、または職務外の事
由によりまして、障害年金受給者

でその癱疾の程度が重く労働能
力のない者が死亡したとき、
その配偶者または子に寡婦年金、
寡夫年金、遺児年金を支給するこ
と。

三、障害年金受給者に對しましては、
その癱疾の程度が重く労働能力
を喪失した者には、扶養者加給金
として、配偶者または子一人当り
年二千四百円を加給すること。

四、この改正法律施行の日前におき
まして、職務上の事由による遺族
年金及び障害年金の額を五倍した
額まで引上げてこれを増額支給す
るとともに、配偶者または子のあ
るときはその配偶者または子一人
当り二千四百円を加給すること。
五、失業保險金の日額を増額するこ
と。

等の諸点のほか、脱退手当金の支給
條件を被保険者であつた期間三年以上
とし、死亡脱退、または女子たる被保
險者が婚姻、分娩のための脱退の場合
におきましては、従前の通りとしたし
ました。また遺族年金の受給権または
その失権等支給条件につきまして、新
しい民法の精神に即應せしめた次第で
あります。

第三に、保險医制度であります。が、
被保険者の療養を担担しますのは、い
わゆる保險医でありまして、これは、従
來強制指定制度でありましたのを、こ
のたびはこれを廃止いたしました。新
たに医師の同意に基づきまして、自由任
意指定制度としたのであります。

第四に、保險料率の改正であります
が、これは現下の情勢におきまして、
その負担能力とか、保險経済とを勘案
いたしまして、暫定的措置としまし

て、保険料率を引下げたのであります。すなわち全部適用を受ける者一・五%失業保険金を受けない者九・三%任意継続被保険者一〇・〇%といふのであります。

以上改正法律案の理由と改正の要点につきまして、簡単に御説明申し上げたのでありますが、何とぞ速やかに御審議の上可決あらんことをお願い申し上げます。

○山崎委員長 次に医師法案、歯科医師法案、保健婦助産婦看護婦法案、衛生士法案及び医療法案を一括議題といたしまして、審査にはいります。発言は通告順にこれを許します。福田君。

○福田(昌)委員 医療関係の教育施設また営業施設といふものが非常に高い水準に引上げられて、従つていろいろな法案を新しくきめなければならぬというふうなことに對しまして、政府も非常に困難をせられたらうと存じますので、そういう点を考慮いたしまして、なるべくその御苦衷に御同情申し上げて、私の質問はなるべく控へさせていただきますと存じました。この保健婦助産婦看護婦法案におきまして、こういうふうに一般の教育程度を高くさせていただきますと、この学校の制度になつてから、一体看護婦や、保健婦や助産婦になる人が現状のようにならぬかどうか、またもしそうでない場合においてはどうか、そういう対策を御考慮になつておられるのであるかというふうな点についてお伺ひいたしたいと思います。

○久下政府委員 お話の通りに新しい法案におきましては、従前と比較いたしましたして看護婦、保健婦、助産婦の基

礎的な素養を非常に高めておるのであります。従來の実績から見まして、十分にこれら必要な人々を得られるかどうかといふことにつきましては、法案立案にあたりまして、私どももいたしまして、十分考慮をいたしたつもりでございます。まずこの問題に對しまして、そういう考慮に基く処置として考へておきますことは、この法案の全面的な施行が看護婦につきましては昭和二十四年、保健婦、助産婦につきましては昭和二十五年といふことに相なつておきます。これによりまして、その間にござりまするは従前の規則が働いてまいりまして、従前の看護婦、保健婦、助産婦等が生れてまいりものと考へておるのであります。かように法律施行の時期に経過的に期間が設けられておられますは、法律が新たに施行せられまして、従來の看護婦、保健婦、助産婦はいずれも従來通りその業務に従うことができるようにいたしてござりまするので、現制度のもとにおける看護婦、保健婦、助産婦が少くとも数年間あるいはそれ以上業務に従事することにござりまする、経過的には問題がないものと考へておるのであります。さらに私どももいたしましては、その間にござりまする十分新しい制度に基く養成施設の普及に努めたいと思つておられます、現在すでにその処置を講じているのでござりまする。こうすることによりまして新しい施設を設け、同時にまた一般の國民の間に保健婦、助産婦、看護婦の新しい意味における使命といふものを十分徹底いたしまして、そうして希望者ができるだけ多くするようになつていきたいと思いますのであります。さういふふうな措置

を總合いたしまして、大体この法案の実施は御質問にござりましたような心配はまずないものと思つておるのであります。さらに最後の段階、この数年の推移を見守りまして、また実際問題として医療上必要が起るようなことになりなれば、そのときに処置を講じたいといふ氣持をもつておるのであります。

○福田(昌)委員 こういふ高い教育課程になりなると、相当学費等もかさむと思ひますが、そういう学費に對しまして、國家は何か援助するようなお考へをおもちでござりませうか。

○久下政府委員 看護婦、保健婦、助産婦につきましては、御承知の通り多くのものは、保健婦は別でござりますが、看護婦、助産婦につきましては、それら病院の附属施設としての養成機関がござりまして、かような所におきましては学習に要します費用はその病院において支給しますは、若干の小遣いまでも出しておられるが、実情でござりまする。かような制度は今後とも程度が高くなりましても統括していきなと思つておるのであります。保健婦につきましては、現在大部分は各府縣の施設によりまして養成が行われております。実質的にはやはり同様の措置がとられておられます。そのほかにも女子の専門の学校が設けられることを期待しておるのであります。これらの学校には、余力のあります人々にはいつていただくという結果になるかもしれせん。必要数の確保のために、今申したような病院附属の施設、あるいは公共團體の施設等におきまして、学費をあまり要せず養成のできるようになつていきたいと思います。

○福田(昌)委員 こういふような高い制度の学校を卒業いたしました時の保健婦及び助産婦、看護婦などにおきましては、いきおい待遇の改善といううなことが大きな問題となると思ひますが、そういうことに關しましてどういふふうにお考へておられますか。

○久下政府委員 待遇の改善につきましては、かような制度になりなれば、社会的に十分その認識がなされまして、待遇が改善されていくものと思つておるのであります。一般に現在の看護婦などにおきましては、現状におきましてもすでに待遇が非常に低い實際でござりまする。これらにつきましても、待遇の改善を特別にしようとする、考慮をいたした折衝をいたしたつたのでござりまする。これらが行なはれて移されていけば、將來程度の高くなつたものが出来てまいりました場合には、それらのものは教養の高い程度につれて、待遇の改善が行われるものと思つておるのであります。

○福田(昌)委員 御説明いただきましたのは了解はできましたけれども、私にいたしましては一つ懸念することが残つておるのでござりまする。それはこういうふうな高い教育制度をつくる状態におかれておる今日、仰せのように現状の保健婦や看護婦、助産婦の方の待遇はあまりにも低い地位におかれておられます。ですからそういう方々の現状を見ましたならば、これから保健婦や看護婦さんに長い年月を要し、高い教育費を費してなろうという人が非常に少くなるだらうと思つておられます。従いまして二十五年、二十六年の制度から新たに入学されて保健婦、看護婦、助産婦になられる方は非常に数が減つて、病院や診療所におきまして、いろいろ事務の刷新上困難を來すほど人員が減つてくるのではないかと、このことを懸念いたしたのであります。従いましてまず第一番に今日の保健婦や看護婦、助産婦の方々の待遇を早急に大幅に引上げていただきたいと思つておられます。地方におきましては保健所やあるいは学校などに勤めておられる保健婦さんなどが三級官にもなれない、いつまでも補助の地位に甘んじていなければならぬ、十年以上も勤めた人がようやく三級官になれるというふうな、きわめて低い地位において働かされておるということを考へますときに、こういうことが従來の保健婦さんの發展あるいは看護婦さんの發展に對して、非常な障害となりなすから、早急にこういうことを改めていただきます。もつと高い待遇を與えていただきたいと思ひます。またこの保健婦といふ職業におきましては、いきおい出張旅費が非常に多くなるのであります。そういうふうな場合にも出張旅費が少く、まじめに働けば働くほど足が出るというふうな状態でありなす。従いまして、なか／＼仕事をしないといふような現状でありますので、そういう方々に十分に働いていただくために、この出張旅費その他の手当といふものを早急に御考慮いただきたいと思つておられます。そういうふうな待遇改善のことを私は早急に願ひ申し上げたいと思ひます。

次に二十條であります。一、助産婦國家試験は、甲種看護婦國家試験に合格した者云々といふところの第一項に「文部大臣の指定した学校において一

七

983

年以上助産に関する学科を修めた者」となっております。助産婦というよう
な仕事は、はじめに考えますと一年く
らしいの修業期間では完全な技術は覚え
にくいものであります。これを一年
以上とおさめになりました動機はど
ういふところにありますか。

○久下政府委員 最初の御意見にござ
いました看護婦、保健婦、助産婦の待
遇の改善につきましては、現状におい
ても私も十分努力をいたしておるつ
もりでございますが、なお御趣旨に従
いまして今後も十分な努力を拂いた
したいと思います。

第二点のお尋ねにございました助産
婦の修業期間を一年といたしました理
由でございますが、この法文で御了解
をいただきますように、助産婦として
必要な基礎的な素養は、ほとんど大
分が看護婦としての素養と同様であ
ると考えております。従つて甲種看護婦
としての三年間の素養を要求いたし、
その上にさらに助産婦として特に専門
的に必要なことだけを一年やるという
意味でございますので、この程度にお
きまして一年やりますれば、十分であ
ると考えておる次第であります。なお
御参考申し上げますれば、従来とも
助産婦になりますのは、小学校の高等
を出まして、二年間勉強をすれば、助
産婦の免許が與えられておつたのであ
りまして、それらとの関連においても
大体これで十分であると考へておる次
第であります。

○福田(昌)委員 第三十七條でありま
すが、「保健婦、助産婦又は看護婦は、
主治の医師又は歯科医師の指示があつ
た場合の外、診療機械を使用し」云々
ということがありますが、このよう

高い程度の教育施設を経てきた看護
婦、保健婦、助産婦の方に、はたして
なおこれほどの厳格な医師及び歯科医
師の指示というもののわくにはめて、
こういう保健婦、看護婦の技術を縛る
必要があるでございませうか。

○久下政府委員 三十七條に掲げまし
たような業務は、いわゆる医業に属す
ることと考へておるのであります。一
般の医業に関する検査の要求をしてお
りませんこの種の人々が、医業を行
います結果になりますことをおそれま
す。かような規定を設けておるのであ
ります。こういうことをいたさなくて
も、保健婦なら保健婦、助産婦なら助
産婦としてそれ／＼その法律に掲げて
おります任務を行つていきます上に
は、多くのなすべきことがあると思
うのであります。これらの人々が医
師、歯科医師と相協力し、提携しては
じめて医療が全きを期し得るのである
と考へておる次第であります。

○福田(昌)委員 現状におきまして
も、すでに産婆さんなどはお産の場合
に直向いたしまして、注射をし、ある
いはまたいろ／＼最小限度の機械的な
処置を加えておるのであります。もち
ろんそれは黙認の状態にあるのであり
ます。よろし、看護婦におきましても、
皮下注射あるいはあまり危険でない静
脈注射をどん／＼やつておることは、
すでに衆人の知つておるところであ
りまして、もとよりこういうような注射
の全部は許し得ないものであります
が、保健婦というような立場からいた
しまして、保健の範囲内において看護
婦または助産婦に注射をさせてもい
い薬があるはずでございますから、ある
薬の種類に限つて保健婦、助産婦など

が注射することを許可することが、私
は最も今日の現状に當を得た方法であ
ると思つております。こういうよう
な現状と反した方法を、しかも高い教
育程度を経た保健婦や看護婦さんにな
お強要するということは、私は非常な
間違ひであるということを痛切に感ず
るのであります。この点におきまし
て御訂正を願ひたいと思ひます。

またその先のところでありまして、
「又は助産婦がへそのおを切り、かん
腸を施し、この他助産婦の業務に当然
附随する行為をなすことは差し支えな
い。」という言葉がありますが、助産婦
というものは、この制度からいいます
と、専門学校または大学程度の教育機
関を経た人でなければならぬ状態であ
りますが、そういう高い助産婦をね
らいながら、厚生省でこういうような
言葉を使われるということは、結局に
おいて、厚生省でこの案をおつくり
になりましたその根柢というものは、こ
の高い教育施設というものが形式的な
ものであつて、その根柢において助産
婦というものを非常に軽視した気持ち
においてつくられたということがあり
りとかかるのであります。こういう
根本的な、産婆自身、または保健婦自
身、看護婦自身を低めた地位に置く
という、そうした精神的な輕蔑の氣持を
まず第一に拂拭してもらいたいと思
つておる次第でございます。

○久下政府委員 御質疑の第一点につ
きましては、三十七條の但書、また三

十八條の但書にも、いずれも臨時應急
の手当をなすことは差支えないという
規定がございますので、それによりま
して御質疑の点は目的を達し得るので
はないかと考へております。

次ののはなほ小学生の使うような言
葉を使つておるといふようなお話であ
りますが、実はこういうような言葉を
使わざるを得なかつた理由は、政府の
方針として漢字制限が行われまして、
従来法律には漢字で隣帯と書き、かん
腸という言葉もちゃんと漢字で膀胱と
いう字があつたのであります。それ
らはいずれも漢字制限で使えないこと
になりました。「さいたい」とかなで書
きましては何のことやら意味がわから
ないであらうといふようなことで、俗
に使われておりますような言葉を使
いました次第であります。決してこれら
の方々の身分を輕視するといふような
意思は毛頭ございません。御了承願
ひたいと思ひます。

○福田(昌)委員 保健婦の待遇問題で
ありますが、小学校に勤務してござ
います保健婦というものが相当おられる
のであります。そういう方々より看護
訓導といふものになる場合の取扱ひ
が、地方的に非常に差異がございま
す。そういうものに対して、政府
としてはどういふような基準を置かれ
ておるのでございませうか。

○新井説明員 現在文部省におきま
す看護婦の資格は、看護婦の免許を持
つておるといふことが必要で、それが
根本的な條件になつております。そ
うしてその人たちに文部省で特定の期
間、大体三百二十五時間の再教育的の
ものを施しまして、その方々を看護教
員として採用しておるのであります。

看護教員の一般教官の資格認定の規則
がまだできておりませんので、現在は
暫定措置で仮免許証というものを
出しております。従つてちよつとここ
でも、看護婦の免許を持つておら
ない看護教員になれないのでありま
す。これは看護婦の免許を持つとい
うことが、今までの看護婦さんのス
タンドでありましたから、その一番
最低のスタンダードをとつて、それに
特殊な教育的なたとえば教育学である
とか、あるいは教育心理であるとか、
児童心理であるとかいふような特殊
の項目を加えまして、それを修業した
者に対して仮免許証を出して看護教
員としておられます。そういうふう
にしておられますので、現在では
保健婦の免許を持つておらな
がら、看護教員になれないといふ
状態の人もあるわけでありま
す。保健婦であつて看護
婦の免許を持つておられれば文句
ないのであります。保健婦さんとい
うだけで看護婦の免許を持つてお
られる方々もあるわけでありま
す。そういう方々は今のところ看護教員
になれないといふことになつて
おられます。

○福田(昌)委員 そのように基準が
つきりしてないといふことは、現在
おきまして、非常に多くの保健婦さん
に對します待遇において不幸を生み
ますので、早急にこの基準をはつきり
していただきたい。このことは大きな
問題であります。地方に参りますと、
保健婦の方からいへば、この点に
関して御考慮を願ひたいと思ひ
ます。それから保健所に勤めてお
る保健婦の待遇であります。三級官に

任

官する場合の基準というものは、どこに置いておられるのでありますか。
○久下政府委員 はなはだ申訳ないのではありませんが、担当の公衆保健局から係官が来ておりませんので、その点は後ほど調査いたしまして御回答申し上げます。

○福田(昌)委員 これで一應質問を打ち切らしていただきたいと思いますが、もう一つ医療問題と関連したことになるかと思いますが、この前の委員会におきまして、村山の全生病院のお話が出ておりましたので、一應患者に関連したことでは質問をいたしたいと思っております。と申しますのは、現在療養所に入院いたします患者は、うちものは、家族をもつている患者が相当に多いのでありますが、そういう家族を收容するようないわゆる母子寮とか、保育所というようなものを考えてみました場合に、非常に、予防の上から悪い思いをするのであります。この患者というものは、家族の今後の生活というようなことを考えた場合に、療養所において安心して治療に身を任せるといふことも、その初期においてはできないことでありまして、また療病院を逃走する患者の中の幾割かは、家族の身辺を慮つて逃走するといふような者もあるものでありますから、こういう患者の家族のために、母子寮とか託児所とかいふものを、私はつくる必要があると思つておりますが、そういうことに対しては、政府はどのようなお考えをいらつしやいますか。

○久下政府委員 御質問の点はごもつともな点でありまして、私どももいたしまして、現在国立療養所を十箇

所もつているのでありますが、その中の八箇所にはすでに託児所を設けておるのであります。そうして妊娠をして入所しております患者から生れた子供、未感染の子供、あるいは引取者のない子供につきましては、この託児所におきまして療養所の医官が、これを常に注意をして、発病の有無を調べ、特にこれを保護するようにいたしておるのであります。現在のところ十箇所の国立療養所のうち、全生病院と駿河療養所はこの施設をまだ設けてないのでありますけれども、私どももいたしましては、できるだけ早い機会にこれらの施設にも設けたいと思つております。現在八箇所の療養所の託児所の予算定員が二百名というところになつております。さような施設によりまして、御趣旨のような点については解決をはかりたいと考えております。

○福田(昌)委員 託児所に対しては非常に明る御説明を承りまして喜んでおりますが、もう一つお願い申し上げたいと思つては、母子寮といふものを急いでおつくり願いたいということでありまして、なぜかと申しますと、託児所または乳児院に類するようなところに收容いたします子供の年齢といふものに對しては、いきおい制限が出てまいるのであります。将来の学校の教育とか、職業の指導といふような点にわたつて、特に不都合な点が出てまいるのであります。ですから子供の将来といふことを考え、また家族の生活といふようなものを考えた場合に、母子寮、養産所といふものを併せたような、患者の家族のみに限つてのそういうような收容施設を東京なり

大阪なり、そういうような大都会に一つの総合的なものを建設する必要があるのではないかと存じますので、そういうことに対しては、政府のお考えを承つておきたいと思つております。

○久下政府委員 突は先ほど申し上げましたのは、現在国立療養所に附設してあります託児所の問題について御説明申し上げたのでありますが、私どももいたしましては、療養所の中にこの種の託児所を置くことは、ただいま御質疑にありましたような趣旨において必ずしも適当でないと思つておるのであります。しかしまた一面におきまして、これらの未感染児童は、性質上いつ発病するかわからないといふような事情もありませんので、私どもも立場における考え方としては、療養所の中に置くよりもむしろその附近に置いて、療養所の専門の医官が常にその健康状態を見るようにいたす方が理想的であると思つて、そういう線に沿ひまして関係当局とも連絡をして、今後御趣旨に副つて措置ができるように努力いたしたいと思つております。

○福田(昌)委員 大都會附近にそういう専門の授産所及び母子寮をつくらせていただきたいというごときは、これは療養所全体の希望してるところであります。政府におかれましては、その線に沿つて早急に大都會附近に託児所、母子寮の建設をしていただきたいと思つております。

○山崎(道)委員 私はいろいろお伺いしたいことがございましたが、福田委員が大体申し上げましたので、その補足的にお伺いしてみたいと存じます。看護婦の待遇は非常によくなつてい

るといふお話でございましたが、国立病所等におきましては、特に看護婦の待遇が悪いために、看護婦が不足を來して、そのために入院患者を制限しなければならぬという実情と私は聞いておるのでございますが、これについて責任ある御答弁を伺いたい。確信をどの程度おもちになつておられるかということを伺いたい。

○久下政府委員 先ほど私から申しましたのは、現在看護婦の待遇がよくなつておるといふふうに申し上げたのではないのでございまして、よくするよりに今万全の努力をいたしたつてあるということをお知らせしたのであります。突はお話の通り国立療養所の一部におきましては、看護婦が不足のために、やむを得ず入所患者を制限せざるを得ないようなところもございまして、これらは私どもとしてもゆゆしい問題だと考え、何とか看護婦の待遇を改善したいと思つておりますが、さういふ御承知の通り現在職階制度が実施されることになつております。この職階制度におきましては、看護婦の格付をできるだけ高いところにしように、ただいま関係当局と折衝をいたしておるところであります。さらにまた、療養所あるいは結核療養所のごとく、一般の人が勤務をいふような場所に勤務する人々につきましては、特に看護婦を優位におきまして、一般の給與のほかに何か特殊勤務手当なども称すべきものを支給できるようにと思つて、厚生省といたしましてはすでに案をつくりまして、関係当局と折衝を始めておるところであります。さうな方法によりまして、看護婦だけの待遇をいたし、看護婦が安んじ

てその職に勤務できるようにいたしたいと努力しつとあるところでありまして、

○山崎(道)委員 ただいまの政府委員からの御説明は、事実であるならば、私は非常に安心でございますが、漏れ承るところによりまして、なか／＼そこまでするのに困難なように聞いておりますので、なお一層の御努力をお願いいたします。とかく看護婦とか、保健婦あるいは助産婦に對しては、まだ社会的通念では低く見えておるのでございます。これはまず待遇から改めていただきたいと同時に、今後私は治療医学から予防医学へいくべきものとつね／＼存じております。救貧から防貧へ、これを目標にしてやらなければならぬ。私どもの仕事の面におきまして、この保健婦の仕事は非常に不安定でございます。身分の点におきまして、それ／＼の機関でこれが統轄されているというふうなことが、中央におきます考えが地方へいきましては、非常に徹底してない。そのため非常に不安定であつて、このごろ保健婦を得るのに非常に困難であるといふような実情でございます。これに對して厚生省では何かお考えになつておられるといふふうにも聞いておるのでございますが、どういふふうなお考えで御準備が進められておられるかお伺いしたいと思つております。

○久下政府委員 保健婦の地位が不安定であるというお話でございますが、実はこの問題は保健婦のみならず、看護婦、助産婦につきましても、私どもは現状お話の通りであると思つております。この問題は、突は根本的には一般のわが國の國情が、婦人のこの種

の労務に対する認識が十分でなかつた
というように、根本の原因が
あるようにも考へてゐるのでありま
す。これらの点につきまして十分、
一般の社会の人々を啓蒙した必要が
あると思つております。

さらに具体的内容の保健婦につきま
しては、御承知の通り最近保健所法も
改正せられ、保健所の拡充も逐時行わ
れつつありますので、ここにおける
仕事をいたします上において、保健
婦が果して任務が非常に重要なもの
であると考えております。厚生省とい
たしましては、関係当局全部一致いた
しまして、保健婦の地位の安定及びそ
の向上につきまして、全面的な努力を
いたしつゝあるところであります。

○山崎(道)委員 私のお伺ひいたした
のは、保健婦の所属が農業会にあつ
たり、健康保険組合にあつたり、保健
所にあつたり、それが統轄する所がな
いのであります。一体それはどうなる
のかということ、それから地方へ参り
ますと、保健婦が保健婦としての仕事
をさせられないで、事務的な仕事をし
ているような面が多いのであります。
私たちが、ほんとうに保健婦としての
仕事を眞剣に専門にやつてもらいた
い。ところがこれに対する認識がない
ために、雑務に使用されるということ
でございます。それから地方へ参りま
すと、保健婦の仕事は部落から部落
を訪問して保健指導をしていかなけれ
ばならない。こういう場合にこれに対
する足の確保がないのでございます。
こういうことに対して、厚生当局では
何か具体的にお考へになつてゐるかと
うかについても伺ひたいと思つていま

○久下政府委員 お尋ねの中にありま

した保健婦のことを考へる統括的なと
ころということもござつてもござい
ます。実は厚生省におきましては、た
だいま厚生省の内部に保健婦、看護
婦、助産婦の仕事を担当いたします専
任の課を設けまして、その課の中にそ
れぞれ保健婦、看護婦、助産婦の専門
の方々にはいつていただきまして、た
だいまのような問題を熱意をもつて解
決をするような仕組みにまいりたい
と思つて、今案を進めつゝあるところ
でございます。その課長にはさような
意味におきまして、もちろん婦人のこ
の方面の意識の方をお願いをする予定
で話を進めておるところであります。
それから具体的保健婦の仕事につい
ての配慮をしておるかということござ
います。私どもとしては従来ともそ
の点は考慮いたしておるところであ
ります。はなはだこれは言明いたしたこ
とになるかもしれませんが、一般の官
吏、吏員の旅費というものは一定のわ
くにはめられておりました。事実、地
方をまわつて歩きます場合に、規定の
旅費だけで困るという場合があります
も承知いたしておるのであります。こ
れが解決について努力をいたしつゝあ
りますけれども、まだ全面的な解決に
まで至つておりませんことは、はなは
だ遺憾に存じますが、先ほど申しま
すような機構の改正に伴ひまして、十分
努力をしていきたいと思つておりま
す。

○山崎(道)委員 御参考までに申し上げ
ますが、保健婦がいかほど待遇が悪い
状態に放置されておるかということの
一つの例だけをとりましていただきま
す。最高が二千七百七十五円、最低百
円で放置されておるものさへあるとい

うことを御考慮いただきまして、ぜひ
安心して仕事ができるように御努力を
願ひたい。

次にお伺ひいたしたいことは、学校
養護教諭の問題でございます。先ほど
文部当局のお話と私の伺つておるとこ
ろでは、相当食い違ひがあるようで
ございます。それから学校におきまして
は、養護教諭として出発をされるとい
うふうにしてあります。そうしてこ
れらにつきましては、今までの保健婦
の状態は私しばらくおきまして、今後
は保健婦の資格が非常に高められまし
て、高等教育を受けるのでございま
す。にもかかわらず文部省では、別個
にこれの教育を考へておいでになると
いうふうに向つてあります。それは学
校の保健婦は児童をのみ対象にしてや
るのであるから非常に違うのだ。教育
の面も保健教育の面も含まれておるか
ら、一般保健婦の資格ではだめなん
だ。従つて文部省が別個にこれを推進
していくというふうには伺つてお
ります。ところがこれにつきましては御
承知のように、年度の保健婦の学校に
おきましては、授業時間と申しましよ
うか、教科課程の中に科外講義として
の時間を百五十時間設けておるのでご
ざいます。そういたしますと百五十時
間を児童を対象にしたいわゆる学校の
養護教諭としての資格は、十分養護保
健婦学校で私は体得できると存じてお
ります。申すまでもなく日本の今日の
経済状態のもとにおきましては、法律
をこしらえるといつてもいづれも予算の
面で阻まれております。それなのに何
を好んで学校の保健婦と一般保健婦と
区別しなければならぬ理由があるの

か。とかく今までの官廳におきまして
は、なわ張り的な考へがずいぶん國民
大衆を不幸にしておる。こういう意味
におきまして、もしそういうことが
計画されておるといたしますならば、
この際お考へを改めていただいて、せ
ひとも保健婦学校を卒業した保健婦で
あるならば、試験によつて養護教諭に
なり得るといふふうには改めていた
だきたいと思つております。この点に對し
ましては、とかく厚生省当局も弱じや
ないかしらと存じますので、この点は
政府は一つでございますから、ぜひそ
ういふ方針で進んでいただきたいと思
ひますが、それについての文部当局の
御意見を伺ひたいと思つております。

○新井説明員 甲種の保健婦とか甲種
の看護婦という非常にレベルが高くな
つてきたということにつきましては、
養護教諭の資格もそれに副しまして高
くならねばならぬということ、実は
私も考へておりました。將來の養護
教諭はどういう資格をもたねばならぬ
かということ、まだ検定制度が決定
してありませんので、ここではつきり
して申し上げることはできないのであり
と申し上げることはできないのであり
ますけれども、ただ氣持いたしましたし
て、私どもが考へておるのには、ただい
まお話がありましたように、少くとも
保健婦の免状を持つておる者、あるい
は乙種または甲種の免状を持つてお
つて、小学校の教官たる免許証を持つ
ておるといふような者は、無免許で養護
教諭になれるようにするのがほんとう
ではないかというように、私自身とし
ては腹で思つております。しかしまだ
検定の制度は文部省として決定してお
りませんので、ここではつきり申し上
げるわけにはいかぬのであります。そ

れから養護教諭にも甲種と乙種とい
うものが、もし人を得るといふ意味か
らいたしまして、甲種ばかりではな
なかな人を得るのは困難だ。そういう意
味で少し程度が低くても小学校等では
いいのではないかとすることも一應考
える必要がありはしないか。それは乙
種の看護婦または甲種の看護婦の免状
を持つておれば、ある特定の人は試験
を受ける資格を與えて、乙種の養護教
諭にしたらいいじやないかというよう
なことも寄り／＼考へておる実情で
ございます。

○山崎(道)委員 私はあなたのお言葉
を固く御依頼申し上げたいと思つて
おります。どうぞその御精神で省内でその方向へ
一本に固めてくださることを要望いた
します。申すまでもなく保健婦、看護
婦、助産婦、この種の業務を行う者
が、一本の線が統一される趣旨から看
護課といふものができるとは必ずありま
す。ぜひこの線へ協力してま
ていくというふうにお考へが願ひな
らば、大変幸福だと私は考へてお
ります。どうも児童福祉法のときにも、
文部省と私はいろいろ話し合つたので
ございまして、幼稚園にいたしまして
も、保育所と幼稚園が二本になつて
いるために、いろいろそこに問題が起
ておるのでございます。こういう点で
学校は一段高いのだというふうな封建
的な考へ方は、ぜひ私は捨てていただ
かなければならぬと存じております。
これと一つこれに附随いたしま
して、今度労働省の管轄でございます
が、工場、事業場等において従事する
保健婦の問題、衛生管理者というもの
でございます。これが保健婦との関係
につきまして、保健婦の教育内容から

いいまでも、管理者の業務内容はほとんど保健婦が従来行ってきたと同じものであるように私は思っています。労働省の方ではほとんど形式的な内容で、まったく私たちが考えている保健婦の資格としてはほとんど欠除してあるとも思われるような女子専門学校の保健科を卒業した者にこれを興える、保健婦に與えないというよりな考え方も、私ども了承に苦しむのでございませぬ。殊に保健婦に關しましては独立した専門学校も全国にすでに三箇所もあるのでございまして、また現在はいくつかの規則によりまして一段と高められるというふうになりますならば、一般保健婦をこれら衛生管理者に採用されるようにする方が、私は非常に妥當ではないかと考えておりますが、これに對しまして厚生当局ではどのようにお考えになつており、かつまた労働省との交渉がどの程度に進捗しておられるかというのを伺いたい。

○久下政府委員 お話の通り甲種保健婦の課程の中には、産業衛生の部面、また工場、事業場の衛生管理に必要な知識も十分もつておることになつております。さういふ線に沿ひまして、大体御趣旨のようになるのが至当であると考えております。ただ大変申訳ない次第でございまして、実は工場、事業場の衛生管理者の制度というものについて、まだ深く存じませんでしたが、御趣旨の線に沿うように折衝を始めたと思ひます。

○山崎(道)委員 よく御研究がなされて、また具体的に折衝が始まつていないといふことの御答弁でございませぬ

ば、私これを肯定せざるを得ないのでございませぬが、私たちの耳にはすでにいつておるのでございませぬ。労働省では女子専門学校の保健科を出た者を対象にして、保健婦は加えないような意向を聞いております。私この点につきましましては、この次の委員会の際に労働省の方に出席を求めておきたいと思ひます。さういふふうにするのがなれば、非常に遺憾でございませぬ。同じ政府のはずでございませぬから、もつともつと具体的に話を進めて、一つさういふ手数のかからないようにお願いしたいと思ひます。

それから乙種看護婦と甲種看護婦との問題でございませぬが、私はどうも現段階において甲種だけの一本にするには、今までの看護婦さんたちが非常に困るというのを承知した上でございませぬけれども、さういふ身分法が立ていくという今日になりまして、さういふ長い間二本建でいく御予定であられるか。それともこれは暫定的に乙種看護婦と甲種看護婦とを二本建でいられるか。さういふことについて御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○久下政府委員 まず御質疑の第一の甲種、乙種にわたつた制度が暫定的なもの

のであるか、恒久的のものであるかというお尋ねでございませぬ。実は看護婦という制度をかような二段階の制度にいたしました趣旨は、多分に日本の実情を考慮しての結果によるものであります。私どももいたしましては、看護婦として立派にその業務を行いますためには、この甲種看護婦程度の素養が必要であると考えておるのでございませぬ。従いまして將來とも、できるならば甲種看護婦一本でまいりたいと思ひます。しかしながら一面日本の実情を考えますと、また過去における看護婦を志望いたしました人々の学力の程度を調べてみますと、ほとんど大部分が従來の國民学校高等科の卒業程度のもので多かつたのでございまして、高等女学校を卒業して看護婦になるという人々が非常に少いという実情であります。この実態はなかなか一朝一夕に変わるものではありません。しかも一面におきまして看護婦を志望いたします人々は、従來の多いのでございまして、都市に居住しておられる者は、比較的看護婦の志望者が少いという実情であります。さういふ面ですと、今申しした高い教育を受けました人々が看護婦を希望するということは、日本の実情からは一朝一夕には無理がありはしないかと思つておるのであります。この点は先ほど話に出ましたように、看護婦に対する一般の人々の認識が高まること、まず第一の要件であらうと思つております。かような考慮から乙種看護婦という

のも、実は理論的に申せばやむを得ぬことで、具体的に申せば当然に認めたいと思ひます。

○山崎(道)委員 これから甲種看護婦ができてくるのでございませぬから、さういふ規定があつても、これは当分は黙認でございませぬ。さういふ場合には急性肺炎に看護婦を頼んでも、その辺に甲種看護婦はいないのでございませぬから、さういふ点の誤解が生じないように、ひとつ考えておいていただきたい。時間がないうので、すから引續いてお伺いいたします。産婆さんの面でも、さういふことができない業務規定がある。ところがさういふ産婆さんに対しては、ほとんど配給等が行き渡つていないのでございませぬ。この点産婆さんは非常に困難な状態におります。それと同時にさういふ困難な中においても、自分の大切な使命だから、これに黙々と従事しておる産婆さんたちに対して、不当なる課税が行われておる。國民健康保険ですが、さういふもので扱つた数を明示いたしまして、そんなことをほとんど税務当局が認めてくれないといふような涙の訴えがたくさん来ておりますので、さういふこともつと厚生省が親心をもつていただきまして、その方面との折衝等もいただきたく必要があるのではないかと、私はいかに存じております。

ということに相なつておるのであります。従いまして別段に私どもは今日の看護婦である。従つて甲種看護婦を多く養成するようにあらゆる方面から努力いたしますと同時に、半面さういふ意味でありますので、乙種看護婦にさういふ制限を設けた、かような意味に御了承願ひたいと思ひます。

○山崎(道)委員 これから甲種看護婦ができてくるのでございませぬから、さういふ規定があつても、これは当分は黙認でございませぬ。さういふ場合には急性肺炎に看護婦を頼んでも、その辺に甲種看護婦はいないのでございませぬから、さういふ点の誤解が生じないように、ひとつ考えておいていただきたい。時間がないうので、すから引續いてお伺いいたします。産婆さんの面でも、さういふことができない業務規定がある。ところがさういふ産婆さんに対しては、ほとんど配給等が行き渡つていないのでございませぬ。この点産婆さんは非常に困難な状態におります。それと同時にさういふ困難な中においても、自分の大切な使命だから、これに黙々と従事しておる産婆さんたちに対して、不当なる課税が行われておる。國民健康保険ですが、さういふもので扱つた数を明示いたしまして、そんなことをほとんど税務当局が認めてくれないといふような涙の訴えがたくさん来ておりますので、さういふこともつと厚生省が親心をもつていただきまして、その方面との折衝等もいただきたく必要があるのではないかと、私はいかに存じております。

それから先ほど福田委員からすでに

お話があつたのでございますが、いまだ少し私が納得するように御説明が伺いたいのでございます。医療制度の完備しておる都市におきましてはさようなことは少いのでございますが、地方へ参りますと、お産後に起ります出血のために、非常に多くの人命が失われておることは事実でございます。これによつていかにも母の命を失ひ、生れ出る子供を不幸にしておるかというやうなことを考えまして、私はこれだけの高等教育を受けた産婆であれば、もとよりこれに止血剤の注射等は私は許されていいのではないかと、これをも含めて緊急措置、應急措置——臨時應急の手当の方へお含めになつておいでになるのかどうかということをお願いいた

○久下政府委員 いろいろお尋ねがございまして、助産婦に対する資材の配給のお話がありました。お話の通り從來助産婦に必要な資材、特にガーズ、脱脂綿の類が実は生産の方面において必ずしも十分でなかつた關係もありまして、行渡りません実情もあつたと思つて、この方面は漸次各方面のお骨折りで改善されつつありますので、だん／＼よくなつていくものと思つておられます。根本は生産方面に支障があつたということでありまして、御了承いただきたいと思つておられます。

それから課税問題についての御指摘でありましたが、さような問題につきましては、私どもの方におきまして十分お話の通り処置したいと思つておられます。それから助産婦の業務に対しては、あらゆる場合に止血剤の注射ができるというやうなぐあいにも、私の方としても肯定をいたし難いのであ

りますが、お話の通り臨時緊急の処置で、非常な大出血があつて、そのまま放つておいては患者を呼んで間に合わぬというやうな場合には、当然差支えないと思つておられます。それはその辺の助産婦の健全なる常識の判断によつてやつていただくよりはかにしかたがないと思つておられます。

○山崎(道)委員 それから先ほど福田委員の申されたように、何ともしも法律でその緒というのをおかしと思つて、もう少し適當な言葉を考へていこうとやありませんか。それから最後に一つ希望をいたしまして委員長に申し上げたいのでございますが、私たちは眞刻に法律を審議いたしまして、そうしてこしらへてみる——こしらへるまでは一生懸命であつても、政府当局はそれを具体的に熱心に推進してくれていかどうかということの疑問を感ずることが多いのであります。また予算等に頼みされて、われわれが努力してつくつた法案が、思ふやうに活かされていかないことを私たちはしばしば経験しておられます。従いましてこの助産婦、保健婦、看護婦の法案ができましたら、養成所とか専門学校とかという名前はありませんか、具体的にたはたして正しい教育が行われておるであろうかどうか、私は非常に危惧いたします。御承知のように先日も日赤においてもああいふ問題を起しておられます。そこで厚生委員会といたしまして時間を見出して、ぜひこれら施設を視察してみたい。しこうして納得のいくやうに私たちが規定していかねければならない。かように存じますので、委員長におかれては適當な時期に、こうした学校を至急に視察す

る機会をおつくりいただきたいことをお願いいたしましたので、私の質問を一應打ち切ります。

○山崎委員 丁承いたしました。本日の質疑は一應これをもつて終了いたしました。明日午前十時から継続いたしたいと思つて、御異議ございませんか。

○山崎委員 次は本日の日程に太田典禮君外五名提出の優生保護法案を追加して議題といたしたいと思つて、御異議ございませんか。

○山崎委員 御異議はないやうでありますから、さう決定いたします。提案理由の説明を求めます。福田昌子君。

優生保護法案
右の議案を提出する。
昭和二十三年六月十二日
提出者
太田 典禮 大原 博夫
加藤シヅエ 榊原 亨
武田 キヨ 福田 昌子

第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつ

て定めるものをいう。
2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその付属物を母体外に排出することをいう。
第二章 優生手術
(任意の優生手術)
第三條 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。
一 本人又は配偶者が遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性奇形を有しているもの。
二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞のあるもの。
三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞のあるもの。
四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞のあるもの。
五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞のあるもの。

前項の同意は、配偶者が知れないときは又は意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。
(優生手術の審査の申請)
第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つて、その者に確認した場合において、その者に對し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府縣優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。
(優生手術の審査)
第五條 都道府縣優生保護委員会は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具備しているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府縣優生保護委員会は、優生手術を行うことが適當である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。
(再審査の申請)
第六條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権

者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七條 中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護委員会又は中央優生保護委員会に対し、第五條第一項の審査又は前條の再審査に關して、事実又は意見を述べることができ、(訴の提起)

(訴の提起)

第九條 中央優生保護委員会の決定に對して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適當である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに關する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の國庫負担)

第十一條 前條の規定によつて行う優生手術に關する費用は、政令の

定めるところによつて、國庫の負担とする。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

第十二條 都道府縣の区域を單位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師と稱す)は、第三條第一項第一号から第四号の一に該當する者に對して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

2 前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三條 指定医師は、左の各号の一に該當する者に對して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員に對し、人工妊娠中絶を行うことの適否に關する審査を、申請することができる。

1 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つてゐるもの

2 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

3 現に数人の子を有しているものが更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

4 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したるもの

2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医

師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

3 第一項の同意は、配偶者が知らないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具備しているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、この結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の実施)

第十五條 指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章 優生保護委員会

(優生保護委員会)

第十六條 優生手術及び人工妊娠中絶に關する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

(種類と権限)

第十七條 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

2 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に屬し、主として優生手術に關する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府縣優生保護委員会は、都道府縣知事にこれを置き、都道府縣知事の監督に屬し、優生手術に關する適否の審査を行う。

4 地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に屬し、人工妊娠中絶に關する適否の審査を行う。

(構成)

第十八條 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府縣優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

2 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、檢察官、關係行政廳の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府縣知事が、それぞれ、これを命ずる

4 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に關して必要な事項は命令でこれを定める。

第五章 優生結婚相談所

(優生結婚相談所)

第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

(配置)

第二十一條 優生結婚相談所は、都道府縣に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。

(設置の認可)

第二十二條 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそえなければならぬ。

(名称の通知)

第二十三條 この法律による優生結婚相談所でないれば、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五條の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その日から三月以内に、その旨を、理由を記して、都道府縣知事に届け出なければならぬ。

【通知】
第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

【秘密の保持】

第二十七條 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

【禁止】

第二十八條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章 罰則

【第二十二條違反】

第二十九條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千円以下の罰金に処する。

【第二十三條違反】

第三十條 第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

【第二十五條違反】

第三十一條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

【第二十七條違反】

第三十二條 第二十七條の規定に違反して、故なく、人の秘話を漏ら

した者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
【第二十八條違反】

第三十三條 第二十八條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附則

【施行期日】

第三十四條 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

【関係法律の廃止】

第三十五條 國民優生法（昭和十五年法律第七号）は、これを廃止する。

【罰則規定の効力の存続】

第三十六條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

【届出の特例】

第三十七條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号（死産の届出に関する規程）の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

- 一 遺傳性精神病
 - 精神分裂病
 - 躁鬱病
 - 眞性癲癇
- 二 遺傳性精神薄弱
 - 白痴
 - 痴愚
 - 魯鈍

三 強度且つ悪質な遺傳性精神変質症
著しい性慾異常
兇悪な常習性犯罪者

四 強度且つ悪質な遺傳性病的性格
分裂病質
循環病質
癲癇病質

五 強度且つ悪質な遺傳性身体疾患
遺傳性進行性舞踏病
遺傳性脊隨性運動失調症
遺傳性小脳性運動失調症
筋萎縮性側索硬化症
脊隨性進行性筋萎縮症
神經性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋栄養障礙症
筋緊張病
筋痙攣性癲癇
遺傳性震頭症
家族性小兒四肢麻痺
痙攣性脊隨麻痺
強直性筋萎縮症
先天性筋緊張消失症
先天性軟骨發育障礙
多発性軟骨性外骨腫
白兎
魚鱗癬
多発性軟性神經纖維腫
結節性硬化症
色素性乾皮症
先天性表皮水泡症
先天性ホルフィリン尿症
先天性手掌定腫角化症
遺傳性視神經萎縮
網膜色素変性
黄斑部変性
網膜膠腫

六 強度な遺傳性畸形
裂手、裂足
指趾部分的肥大症
顔面破裂
先天性無眼球症
先天性脊髓破裂
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

○福田(昌)委員 優生保護法案の提案理由を説明させていただきます。

わが國は敗戦によりまして四割強の領土を失ひ、その狭められたる國土に八千万からの國民が生活しておりますため、食糧の不足はやむを得ざることでありまして、しかも人口は一箇年に約百二十万からの自然増加を呈しておる現状でありますので、この現状に對しましては対策として食糧の増加、移民の懇請とともに、もう一つ優生の見地から不良分子の出生を防止するとともに、加えまして從來母性の健康までも度外して出生増加に専念しておりました態度を改め、母性保護の立場からもある程度的人工妊娠中絶を認め、もつて人口の自然増加を抑制する必要があるものであります。

本法案が旧來の國民優生法と異なる

点を列挙いたしますれば
一、悪質疾病の遺傳防止と母性保護の立場から、一定範囲のものには任意に断種手術を受け得るようにしたこと。
二、強度の遺傳性精神病その他の悪質遺傳者の子孫の出生を防止するため、強制断種手術を行い得る制度を設けましたこと。
三、悪質疾病を有するものが妊娠し、または妊娠分娩によつて母体の生命を危険に陥らしむるおそれある場合は、医師の判定によつて妊娠中絶を行ひ得るよういたしましたこと。
四、妊娠によつて母体の健康を害しあるいは暴行脅迫によつて妊娠した場合、地区優生保護委員会の決定によつて妊娠中絶を行ひ得ることにいたしましたこと。
五、現在妊娠中絶手術の結果しばしば母体の生命を失ふものがありますために、これを救済するために医師の技術並びに設備等を斟酌して指定医師制度を設けましたこと。
六、三種類の優生保護委員会をつくりまして、地方委員会は強制断種手術の判定にあたり、中央委員会は地方の判定に對し不服あるものの訴願を審査し、地区委員会は人工妊娠中絶手術の適否の決定に當り得ることとしましたこと。
七、各府縣に優生結婚相談所を設けて、優生保護の見地から結婚の相談に應じて、不良子孫の出生を防止するとともに、地方人士に對し優生の知識、避妊器具の選択、受胎調節の方法等の理解に努めしむるよう予定いたしましたこと、等でありまして、以上六七項目の改正趣旨に基

以上六七項目の改正趣旨に基

何回も書くことのないよう考慮したものであります。

以上をもちまして本法案の大意に関する説明いたします。

○山崎委員長 次会は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十六分散会